

○同一医療機関の複数診療科の処方箋を受け付けた場合

増加額は3,000円/月が上限です (同一レセプトで提出します)

調剤日	処方科	調剤費	2割	1割	増加額	窓口徴収額	差額	差額累計
10月1日	内科	20,000円	4,000円	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	3,000円
10月16日	整形外科	18,000円	3,600円	1,800円	1,800円	2,800円	1,000円	
10月30日	眼科	5,000円	1,000円	500円	500円	500円	—	
10月分合計		43,000円	8,600円	4,300円	4,300円	7,300円	3,000円	3,000円

差額1,300円は高額療養費 ↑

○複数医療機関の処方箋を受け付けた場合

調剤日	処方元	調剤費	2割	1割	増加額	窓口徴収額
10月1日	A 医院	20,000円	4,000円	2,000円	2,000円	4,000円
10月16日	B 整形外科	18,000円	3,600円	1,800円	1,800円	3,600円
10月30日	C 眼科	5,000円	1,000円	500円	500円	1,000円
10月分合計		43,000円	8,600円	4,300円	4,300円	8,600円

10月計：上記(1割との差額)累計4,300円中1,300円が償還
 高額療養費の口座の設定が必要